

第3章 環境保全の基本方針

第1節 農村環境の基本方針

本市の現状、各種上位計画をふまえ、農村環境における本市の将来像を次のように設定します。

「人・自然が共生する豊かな資源を生かした共働のむらづくり」

本市は、「地域力が奏でる都市力の創出」を基本理念に、市民が創り、市民が育む交流躍動都市を目指しています。農村環境の分野においては、美しい自然と共生すること、活力と交流に満ちた農業農村を創ること、住みやすいむらを創ること、みんなで共働のむらを創ることを基本方針にしており、これらをひとつにして、将来像としました。

(注) 共働：市民、行政、NPO、事業者などの様々な主体が、同じ目的達成のために、共に汗して取り組み、対等な立場で、主体性を持って一緒に行動すること

第2節 環境保全の基本方針

1. 美しい自然と共生する

本市は、川内川流域の本土 564.75 k m²と甌島 118.75 k m²の広大な面積を有し、本土では、川内川を中心に多くの支流が流れ、その周りを八重山など 600m級の山々が取り囲み、海、平野、里山、森林とつながる多様な自然を構成しています。

特に、藺牟田池や東シナ海に浮かぶ甌島には、豊かな自然が残されており、本市の貴重な財産です。

また、川内川とその多くの支流など、豊かな水環境を有し、魚類やホタルなどの昆虫類も多く生息していますが、市民からは水質への不満や、水辺とふれあう場所への要望が聞かれています。

今後は、森林や里山、農地などの動植物の生息地を保全するとともに、希少な動植物を含めた生態系の保全に努めます。また、河川、水路やため池などの水質改善に努め、清らかな水辺の保全を図ります。

さらに、緑や水辺を身近な資源として活用し、人と自然とのふれあいの場を創出していきます。

2. 活力と交流に満ちた農業農村を創る

川内川流域の平野や中山間地域において多様な農業が行われてきましたが、高齢化、少子化により、農業就業者が大きく減少しており、特に 60 歳以上が農業就業者の 8 割を占め、高齢化が進んでいます。

一方、本市のは場整備率は、田・畑とも約8割で整備が進んでいるものの、経営耕地の2割が耕作放棄地となっています。

農業生産では、水稻の作付けが多く、飼料、野菜、みかんなどの栽培が行われています。近年は、鹿児島ブランドのイチゴ、きんかんに力を入れています。

住民意向調査によると、農村と都市の交流、農地の整備、生物に配慮した整備、耕作放棄地の活用、直販所の充実について不満がみられます。今後は、担い手の確保を行い、農地の有効利用、生産基盤の改良、特産品開発、環境保全型農業の推進を行い、農業の持続的発展を目指します。

また、共働による農地の保全、農村の活性化、都市と農村の交流による農業の振興を目指します。

3. 住みやすいむらを創る

本市の総人口は、約10万人ですが、減少傾向にあり、特に65歳以上の占める割合は全国や県平均より多く、農業集落についても同様な傾向があります。

就業者は、第2次産業の割合が県平均と比べ大きく、第1次産業は小さくなっています。観光については、自然、歴史、行事など多様な資源に恵まれています。

公共施設については、市役所を中心とした官公庁が川内地域にあり、日常のコミュニティなど公共施設は各支所に分散しています。生活排水処理率は、40%で増加しつつあります。

住民意向調査によると、農村の風景、集会所、祭りや行事については、満足度が高く、並木の美しさ、水辺とのふれあい、公園、土地利用、生活道路、下水道については、不満がみられます。

今後は、安全で快適な農村の暮らしの実現を目指し、生活排水対策、生活道路の整備、景観の創出など、住環境の改善を図りつつ、水辺や緑とのふれあいの創出など進めていきます。

4. みんなで共働のむらを創る

「美しい自然と共生する」、「活力と交流に満ちた農業農村を創る」、「住みやすいむらを創る」を実践するため、本計画を市民に公開し、理解と協力が得られるよう努めます。そのためには、住民参加型の農村環境基盤整備を進めるとともに、農地や自然の持つ役割を学びながら、農村環境を守っていく人材の育成に努めます。

第3節 土地利用の基本方針

1. 土地利用の基本的考え方

土地は現在及び将来にわたって、市民の生活・生産の基盤であり、生き物にとっても限られたかけがえのない生息・生育地と言えます。そのため、利用にあたっては慎重かつ計画的に行い、農村の発展と環境保全に資するものでなければなりません。

農業振興地域内の土地利用にあたっては、農業振興地域整備計画を基本に「人・自然が共生する豊かな資源を生かした共働のむらづくり」を目指し、各目標の実現のため、長期的展望のもとに自然、生活、生産のバランスのとれた合理的かつ効率的な土地利用を行います。

2. 土地利用の基本方針

本市の都市的土地利用はＪＲ川内駅を中心に見られます。それを核に外周部が農地、山林となっています。また、一部に耕作放棄地の増加や住宅地などへの転用がみられ、農地との混在が進んでいます。このため、優良農地の保全を図ることと、計画的な農業及び都市的土地利用を行う必要があります

国土利用計画、農業振興地域整備計画との整合を図りながら、自然環境の保全と地域活性化のための秩序ある土地利用を目指します。